

付属資料

平成17年度、平成18年度実地調査機関の
概要及び参考となる資料

メ 教 セ 企 第 5 1 号
平成 1 8 年 8 月 2 9 日

〇〇大学長 殿

独立行政法人メディア教育開発センター
理事長 清水 康敬

文部科学省委託事業「学習者等の視点に立った適切な e-Learning の在り方に関する調査」
について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

貴大学におかれましては、先に、当センターから依頼しました「e-Learning 等の IT を活用した教育に関する調査」に御協力いただき誠にありがとうございます。

当センターでは、効果的・効率的な教育手法として IT 活用教育の必要性が高まっており、また、その教育の質の保証を図ることが重要であることを踏まえ、昨年度より、文部科学省から委託等を受け、長岡技術科学大学と協力し、「学習者等の視点に立った適切な e-Learning の在り方に関する調査」をテーマとして、大学等の IT を活用した教育の質保証、認証システム及び教育手法等に関する国内外の先導的な事例の調査研究を実施しています。

本年度の調査研究は、昨年度の調査のフォローアップとして最新の情報を収集するとともに、それを踏まえ分析を行い、報告書を取りまとめることを予定しており、先に依頼した実態調査の事項の踏み込んだ調査研究が必要となります。

つきましては、IT を活用した教育を先進的に行っている貴大学の状況について別添の調査票に御記入いただき、10月13日（金）までに下記宛に提出いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度も同アンケート調査に御協力いただいた大学につきましては、昨年度同様、本年度のアンケート結果についても報告書に盛り込む予定にしておりますので、改めて御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<提出先及び連絡先>

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 2-12

独立行政法人メディア教育開発センター 普及促進部 企画課 調査・国際部門

担当：原田 敦子、辻谷 宏人

電話：043-298-3008, 3009

FAX：043-298-3629

mail：tyousa17@nime.ac.jp

I T活用教育に関する質保証について

I. 質保証のための学生に対する学習支援

問1. 貴機関において、I T活用教育による教育の質を保証するために、学生に対してどのような支援を行っていますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 学生に対するアンケートによるサポートの内容やシステムの改善
- (2) 欠席の補完や予習復習のために講義をインターネット等で配信
- (3) マニュアルや手引き書の作成・配布
- (4) 説明会やガイダンスの実施
- (5) 専用教室の設置、通信手段の多様化（メール、携帯電話）への対応等による、学習環境に関する情報インフラ整備
- (6) チュータリングによる支援
- (7) 掲示板等による学生間のコミュニケーションの確保
- (8) ヘルプデスク等による質問への対応
- (9) 学習者の個人情報、セキュリティの確保の徹底
- (10) メンタリングによる支援
- (11) その他（)
- (12) 学生に対する支援を行っていない

問2. 問1の質問で(1)～(11)を選択した機関の方に質問します。選択した学習支援の内容や方法について具体的に御記入願います。

問3. 今後、I T活用教育による教育の質を保証するために、どのような学習支援が必要と考えますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 学生に対するアンケートによるサポートの内容やシステムの改善
- (2) メンタリングによる支援
- (3) チュータリングによる支援
- (4) マニュアルや手引き書の作成・配布
- (5) 説明会やガイダンスの実施
- (6) 掲示板等による学生間のコミュニケーションの確保
- (7) ヘルプデスク等による質問への対応
- (8) 欠席の補完や予習復習のために講義をインターネット等で配信
- (9) 専用教室の設置、通信手段の多様化（メール、携帯電話）への対応等による、学習環境に関する情報インフラ整備
- (10) 学習者の個人情報、セキュリティの確保の徹底
- (11) その他（)

問4. 問3で選択した学習支援の内容や方法について具体的に御記入願います。

Ⅱ. 質保証のための教授能力開発 (FD)

問5. 貴機関において、IT活用教育による教育の質を保証するために、教員の教授能力向上のためどのような取り組みを行っていますか。該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

- (1) 学生からのアンケートによる教授方法の改善
- (2) 教員の教授能力向上のための研修会の開催
- (3) 新しい教授手法の開発
- (4) 組織として体系的な教育コースの整備(シラバス体系の構築等)
- (5) その他()
- (6) 質保証のための教授能力開発への取り組みは行っていない

問6. 問5の質問で(1)～(5)を選択した機関の方に質問します。選択した取り組みの内容や方法を具体的に御記入願います。

問7. 今後、IT活用教育による教員の教授能力向上のためどのような取り組みが必要と考えますか。該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

- (1) 学生からのアンケートによる教授方法の改善
- (2) 教員の教授能力向上のための研修会の開催
- (3) 新しい教授手法の開発
- (4) 組織として体系的な教育コースの整備(シラバス体系の構築等)
- (5) その他()

問8. 問7で選択した教員の教授能力向上のため内容や方法について具体的に御記入願います。

Ⅲ. 質保証のためのコース・コンテンツの開発

問9. 貴機関において、コースやコンテンツを開発するにあたって、IT活用教育における質を保証するためにどのような取組みを行っていますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 学生からのアンケート、テスト結果、レポート内容等の分析によるコースやコンテンツの内容の見直しを実施
- (2) 社会情勢や技術の動向に対応したコースやコンテンツの内容の更新を実施
- (3) 組織（委員会等）によるコースやコンテンツの質保証確保のための検討や基準の策定
- (4) コースやコンテンツ開発のニーズ調査とそれに基づく設計、開発、実施をおこない、その後ニーズを満たせたかどうか評価している(インストラクショナル・デザインの活用)
- (5) その他（ ）
- (6) 質保証のためのコース・コンテンツ開発への取組みは行っていない

問10. 問9の質問で(1)～(5)を選択した機関の方に質問します。選択したコースやコンテンツ開発にあたっての取組みの内容や手法を具体的に御記入願います。

問11. 今後、IT活用教育における質を保証するためにコースやコンテンツの開発にあたってどのような取組みが必要と考えますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 学生からのアンケート、テスト結果、レポート内容等の分析によるコースやコンテンツの内容の見直しを実施
- (2) 社会情勢や技術の動向に対応したコースやコンテンツの内容の更新を実施
- (3) 組織（委員会等）によるコースやコンテンツの質保証確保のための検討や基準の策定
- (4) コースやコンテンツ開発のニーズ調査とそれに基づく設計、開発、実施をおこない、その後ニーズを満たせたかどうか評価している(インストラクショナル・デザインの活用)
- (5) その他（ ）

問12. 問11で選択した取組みの内容や手法を具体的に御記入願います。

IV. 質保証のための効果的な教育手法

問13. 貴機関において、IT活用教育の質を保証するために、どのような効果的な教育手法を実施していますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 対面講義と e-Learning 等をブレンドで提供する教育手法を実施
- (2) 学生と教員との双方型コミュニケーション手段の確保
- (3) 学生間におけるディスカッション手段の確保
- (4) 学習管理（学習履歴、出欠、成績管理等）を行い学生や教員への支援を実施
- (5) その他（)
- (6) 効果的な教育手法についての取組みは実施していない

問14. 問13の質問で(1)～(5)を選択した機関の方に質問します。選択した教育手法の具体的な内容や手法について御記入願います。

[]

問15. 今後、IT活用教育の質を保証するために、どのような効果的な教育手法が必要と考えますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 対面講義と e-Learning 等をブレンドで提供する教育手法を実施
- (2) 学生と教員との双方型コミュニケーション手段の確保
- (3) 学生間におけるディスカッション手段の確保
- (4) 学習管理（学習履歴、出欠、成績管理等）を行い学生や教員への支援を実施
- (5) その他（)
- (6) 効果的な教育手法についての取組みは実施していない

問16. 問15の質問で(1)～(5)を選択した機関の方に質問します。選択した教育手法の具体的な内容や手法について御記入願います。

[]

V. 質保証のためのインストラクショナル・デザイン

問17. IT活用教育の質を保証するために、インストラクショナル・デザインをどのような段階で取り入れていますか（複数回答可）。

- (1) 全般的な教育設計
- (2) カリキュラムや教育内容の策定
- (3) コース・コンテンツ開発
- (4) ソフトウェアを含むシステム開発
- (5) 教授能力開発 (FD)
- (6) その他 ()
- (7) インストラクショナル・デザインの手法を取り入れてない

問18. 問17の質問で(1)～(6)を選択した機関の方に質問します。選択したインストラクショナル・デザインの具体的な内容や手法を御記入願います。

()

問19. IT活用教育の質を保証するために、インストラクショナル・デザイナーの配置や育成についてはどのような状況ですか（複数回答可）。

- (1) インストラクショナル・デザイナーを配置している
- (2) インストラクショナル・デザイナーの育成を行っている
- (3) インストラクショナル・デザインに関するコースを e-Learning 等で配信している
- (4) その他 ()
- (5) インストラクショナル・デザイナーの配置や育成については行っていない

問20. 問19の質問で(1)～(4)を選択した機関の方に質問します。選択したインストラクショナル・デザインの具体的な内容や手法を御記入願います。

()

問21. 今後、IT活用教育の質を保証するために、インストラクショナル・デザインについてどのような取組みを行う必要があると考えますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) インストラクショナル・デザインに関する研究開発の実施
- (2) コンテンツ開発のためのインストラクショナル・デザインの導入及び実施
- (3) カリキュラムやコースの開発のためのインストラクショナル・デザインの導入及び実施
- (4) ソフトウェアを含むシステム開発のためにインストラクショナル・デザインの導入及び実施
- (5) インストラクショナル・デザイナーの配置等の体制の整備
- (6) その他 ()

問22. 問21で選択したインストラクショナル・デザインについての取組みについて具体的な内容や手法を御記入願います。

()

VI. 学習スタイルを踏まえた I T活用教育について

問 2 3. 貴機関において、学習スタイルを踏まえた I T活用教育の取組み (注) を行っていますか。

- (1) I T活用教育に関する学習スタイルの把握のための調査を行っている
- (2) 学習スタイルを踏まえた I T活用教育の在り方について研究開発を行っている
- (3) 学習スタイルを踏まえた I T活用教育を実践している
- (4) 検討していない

(注)「学習スタイルを踏まえた I T活用教育の取組み」とは、学習者の学習の仕方に関する好みなどを考慮した I T活用教育の取組みを意味します。例えば、内容の説明がされる受け身的な学習スタイルを好む学習者や、活発な討論による学習スタイルを好む学習者がいます。

問 2 4. 問 2 3において、(1) ～ (3) を選択した機関の方に質問します。具体的な取組みの内容を御記入願います。



Ⅶ. 質保証のための評価基準

問25. 貴機関において、IT活用教育の質を保証するために、どのような評価基準を設けていますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 学生による授業の評価
- (2) 学生の授業への参加状況及び学習到達度の把握等による評価
- (3) 学生の学力到達度評価（テスト、論文等）
- (4) 大学評価・学位授与機構、J A B E E（日本技術者教育認定制度）等による外部の評価基準の適用
- (5) 組織（委員会、WG等）によるコース内容等の評価
- (6) その他（)
- (7) 質保証のための評価基準設置への取組みは行っていない

問26. 問25の質問で(1)～(6)を選択した機関の方に質問します。選択した評価基準の具体的な事項及びその内容について御記入願います。

[]

問27. 今後、IT活用教育の質を保証するために、どのような評価基準が必要と考えますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 学生による授業の評価
- (2) 学生の授業への参加状況及び学習到達度の把握等による評価
- (3) 学生の学力到達度評価（テスト、論文等）
- (4) 大学評価・学位授与機構、J A B E E（日本技術者教育認定制度）等による外部の評価基準の適用
- (5) 組織（委員会、WG等）によるコース内容等の評価
- (6) その他（)

問28. 問27で選択した評価基準についての具体的な事項及び内容を御記入願います。

[]

VIII. 質保証のためのガイドラインの策定

問29. 貴機関において、IT活用した教育の質が対面授業と同等かそれ以上であることを保証するためのガイドラインを策定していますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) ガイドラインを策定している
- (2) ガイドラインの策定を検討している
- (3) 外部の機関が策定したガイドラインを適用している

外部機関名称 : _____)
ガイドライン名称 : _____)
(4) ガイドラインは適用していない
(5) その他 (_____)

問30. 問29. の質問で(1)または(2)を回答した機関の方に質問します。ガイドラインに含まれている、または含める予定の事項は次のうちどれですか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 質保証のための評価基準
- (2) 企画（戦略の方針を含む）・運用管理の状況
- (3) 教育内容やカリキュラム
- (4) 学習支援
- (5) 教授能力開発（FD）
- (6) 教授手法
- (7) コース・コンテンツの開発
- (8) 教育効果の検証
- (9) その他 (_____)

問31. 問30. の質問に対する回答について、具体的に御記入ください。

(_____)

問32. 今後、IT活用教育による教育の質を保証するためにガイドラインを策定する場合、どのようなガイドラインが必要と考えますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 質保証のための評価基準
- (2) 企画（戦略の方針を含む）・運用管理の状況
- (3) 教育内容やカリキュラム
- (4) 学習支援
- (5) 教授能力開発（FD）
- (6) 教授手法
- (7) コース・コンテンツ開発
- (8) 教育効果の検証
- (9) その他 (_____)

問33. 問32についてのガイドラインの内容を具体的に御記入願います。

(_____)

IX. 質保証のための企画・運営

問34. 貴機関において、IT活用教育による教育の質を保証するために、企画・運営に際してどのようなことを行っていますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 組織を設けて、企画や戦略を策定し、それをもとに実施している
- (2) 評価のための組織を設けて、教育内容や方法に関する自己評価を実施している
- (3) 教育内容や方法に関する外部評価を実施している
- (4) IT活用教育に対して組織的な支援を行っている
- (5) その他 ()
- (6) 特に行っていない

問35. 問34の質問で(1)～(5)を選択した機関の方に質問します。選択した事項についての内容や方法について具体的に御記入願います。

[]

問36. 今後、IT活用教育による教育の質を保証するために、企画・運営に際してどのようなことを行っていますか。該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- (1) 組織を設けて、企画や戦略を策定し、それをもとに実施している
- (2) 評価のための組織を設けて、教育内容や方法に関する自己評価を実施している
- (3) 教育内容や方法に関する外部評価を実施している
- (4) IT活用教育に対して組織的な支援を行っている
- (5) その他 ()

問37. 問36の質問で選択した事項についての内容や方法について具体的に御記入願います。

[]

I T活用教育のための認証システムについて

問 1. 導入している認証システムの種類をA群より選びあてはまる記号に○を付け、システムの特徴をB群の(1)～(4)のうちのあてはまる番号1つに○を付してください。導入しているシステムが複数の場合はA群の該当する複数の記号に○を付し、B群は(1)～(4)のそれぞれについて複数の認証システムを導入している場合の特徴としてあてはまる番号1つに○を付してください(複数回答可)。

A群) 認証システムの種類

(a) ID・パスワード	(b) 生体認証	(c) デジタル証明書	(d) 暗号(公開鍵等)
(e) IPアドレス	(f) シングルサインオン	(g) その他()	

B群) システムの特徴

(1)管理のしやすさ	1. 管理がしにくい	2. やや管理がしにくい	3. やや管理がしやすい	4. 管理がしやすい
(2)ユーザーの利便性	1. 利便性が悪い	2. やや利便性が悪い	3. やや利便性がよい	4. 利便性がよい
(3)導入コスト	1. コストが高い	2. コストがやや高い	3. ややコストが低い	4. コストが低い
(4)セキュリティ強度	1. 安全性が低い	2. やや安全性が低い	3. やや安全性が高い	4. 安全性が高い

問 2. 問 1 で選択した認証システムおよびその導入場面を具体的に御記入願います。

問 3. 個人情報保護や情報セキュリティ確保等のため、今後どのような認証システムの導入が必要と考えられますか。該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

- (1) ID、パスワード
- (2) IPアドレス
- (3) 暗号(公開鍵等)
- (4) デジタル証明書(電子認証)
- (5) 生体認証
- (6) シングルサインオンによる認証
- (7) その他()

問 4. 問 3 で選択した認証システムおよびその導入場面を具体的に御記入願います。

海外実地調査訪問先及び概要

1. 米国

(1) 平成 17 年度訪問機関

①【AACC (American Association of Community Colleges)】

コミュニティカレッジの意見や活動について先導的役割を果たす代弁機関であり、米国認可のコミュニティカレッジ等の 95%にあたる学校が会員となっている非営利団体で、会員数 1,100 名にのぼる。もとは AACC の委員会として発足した Instructional Technology Council のコミュニティカレッジにおける ICT 活用を中心とした活動が活発化し、重要な位置を占めるようになり、1977 年に独立した団体となった。

②【ACE (The American Council on Education)】

高等教育の統一化のためにリーダー的役割を果たす団体として 1918 年に設立され、全米の約 1,800 大学が加盟している。連邦政府や議会等に対して加盟大学からの意見や要望を代弁する活動を行うとともに、大学の学長や女性幹部等の養成や研修にも力を注いでいる。企業等のコースを大学の単位として認定するなどの審査を行っており、そのチェックリストとして「遠隔学習評価ガイド (Distance Learning Evaluation Guide)」を策定している。

③【CHEA (Council for Higher Education Accreditation)】

1996 年に発足した非営利団体であり、大学等の高等教育機関を認定する団体を認証することが大きな役割である。その他、認定に関して政府に対策を求めるように働きかけ、メンバー会員への支援サービスの実施、教育の質保証に関するリーダーシップ的な活動等を行っている。

④【EDUCAUSE】

コミュニティカレッジを含む 2,000 機関を会員とする非営利組織で、高等教育における ICT 活用推進による教育の質の向上を目的とする。デジタルライブラリ関係、ラーニングイニシアチブ、効果的な ICT 活用研究、ネットワークインフラ研究・整備の 4 つのプロジェクトを持ち、特にラーニングイニシアチブプロジェクトでは、ICT をいかに革新的に活用して教育効果を上げられるかについての調査研究を推進している。

⑤【IHE (Institute for Higher Education Policy)】

高等教育の財政に関する政策的な活動や、質の保証に関する活動、ICT 活用に関する活動等を行っている非営利団体であり、1993 年に設立された。高等教育におけるオンラインの質に関する調査研究を実施した結果として 2000 年に「Quality on the Line」というベンチマークを公表し、政策提言を行ってきた。近年ではマイノリティーのための ICT を活用した高等教育に対する支援に力を注いでいる。

⑥【SHEEO (State Higher Education Executive Officers)】

米国州全体の高等教育関係の 26 の管理委員会と 30 の調整団体の主要幹部で構成される NPO で 1954 年に設立され、高等教育の計画、調整、管理、連邦の諸機関との調整のため、データ収集、政策研究、会議の開催、出版等の活動を行うとともに、e-Learning を含む大学教育の質保証に関する調査を実施している。

⑦【WCET (The Western Cooperative for Educational Telecommunications)】

1989 年に Western Interstate Commission for Higher Education によって設立され、遠隔教育に関心のある 250 の教育機関・NPO・企業等によってサポートされる団体である。ICT 活用教育の分野における様々なプロジェクトを実施し、開発したツールをインターネット上で公開し、利用を促進するとともに、コンサルティングやニーズ調査の活動も行っている。

⑧【USDE (U.S. Department of Education, Office of Educational Technology)】

教育省高等教育局では、遠隔教育の質保証のため、奨学金支給にあたっての制度として「50%ルー

ル」及び「12時間ルール」を策定していたが、その制度の改正等について検討が行われ、制度改正されることが決定した。

(2) 平成 18 年度訪問機関

①【イリノイ大学】

1997年に10のコミュニティカレッジとの共同事業で設立された組織ION（Illinois Online Network）は、イリノイ州を含めた広域にわたる高等教育機関の教職員に対し、オンライン授業やオンライン学習分野における総合的、専門的な能力開発の機会を提供している。また、同大学で高い評価を受けている図書館情報科学分野についてはLEEP（Library Education Experimental Program）というオンライン教育を導入し、成功を収めている。

②【フェニックス大学】

株式会社が設立した企業大学であり、世界中にe-Learningを提供することに成功している大学のひとつである。300,000名の学生のうち半数はオンラインで受講しており、大学院コースが多い。e-Learningの質保証のために、教員に対する十分な研修の実施、カリキュラムや教授・学習モデルの研究開発、評価とフィードバックの反映等のアプローチを徹底している。

③【MSA（Middle States Association of Colleges and Schools, Commission on Higher Education）】

米国教育省によって認められた8つの地域基準協会のうちのひとつで、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルバニア州、デラウェア州、メリーランド州、ワシントンDC、プエルトリコ、米領バージン諸島にある学校の認定に責任を有している。Commission on Higher Educationでは、上記州内の高等教育機関の認定を行っており、その認定にあたり、質保証に関するガイドライン等を策定するとともに、ワークショップ等の開催を通じて、評価メンバーの訓練や研修を実施している。

④【DETC（The Distance Education and Training Council）】

通信教育と遠隔教育のための基準設定のための機関として1926年に設置され、遠隔学習機関を認定する組織として発展し、米国21州と7カ国の80以上の機関により成り立っている。遠隔教育に携わる教育機関のスタッフや教職員が自身の所属する機関のプログラムの重要な側面を評価する際のベンチマーク（基準）として、「Accreditation Standards（認定基準）」（2006年版）を策定した。

⑤【USDE（U.S. Department of Education, Office of Postsecondary Education）】

教育省高等教育局では、遠隔教育の質保証のため、奨学金支給にあたっての制度として「50%ルール」及び「12時間ルール」を策定していたが、その制度の改正等について検討が行われ、制度改正されることが決定した。

2. イギリス

(1) 平成 17 年度

①【QAA（Quality Assurance Agency for Higher Education）】

高等教育機関における外部質評価を合理化するために1997年に設立された機関で、政府とは独立し、英国の大学やカレッジの代表機関によって運営されており、英国全体の高等教育の学位の水準を維持することを目的とし、質の高い教育が提供されていることに責任を負う。高等教育機関を監査・評価する際、academic infrastructureと呼ばれる学術基盤を主な基準として用いている。

②【JISC（The Joint Information Systems Committee）】

学習、教育、研究、管理におけるICT活用のリーダーシップをとることによって、英国のPost-16教育及び高等教育・研究活動の支援を行うことを目的とした団体で、高等教育財政審議会等からの基金で運用されている。e-Learningについても様々なプロジェクトを行い、特に技術面を重視した研究を実施している。

③【OU（The Open University）】

1969年に設立された英国唯一の通信教育専門の大学であり、e-Learningにより大学及び大学院の学位が取得できるコースもある。e-Learningとしてはインターネットだけでなく、双方向DVD、

CD-ROM、eメール、コンピュータ会議といったテクノロジーを利用した学習も行っている。教育用コンテンツ開発については、チームを結成し、デザイナー、教育者、技術者、編集者、評価者等が協力し、インストラクショナル・デザインのプロセスの手法を取り入れて行っている。

(2)平成 18 年度

①【エジンバラ大学】

1853年に設立された伝統的な研究重視型大学で、大学戦略の柱に「知識創造戦略」を掲げ、e-Learningを推進しており、大学全体で組織的にブレンディッド型のe-Learningを提供しており、現在では3,000コースの約80%にe-Learningが取り入れられている。全学のe-LearningのサービスはMALTS(メディア及び学習テクノロジー・サービス)が技術面を中心に教職員を支援している。

②【オックスフォード大学】

英語圏最古の名門大学で、9世紀にわたり存在している。1888年に英国最初の大学拡張の試みとして生涯学習の推進部門である継続教育学部が創設された。1996年にe-Learningの中核部門として同学部内にTechnology-Assisted Lifelong Learning (TALL)が設立され、e-Learningに関する開発・研究・コンサルテーションを行っている。毎年15,000人の学生がe-Learningプログラムを受講している。

③【マンチェスター大学】

研究分野で優れた功績を上げているのが特色であり、そのルーツは1824年に遡る。教授能力開発のためのコースとして、教育分野の大学院課程に情報とコミュニケーション技術を学ぶ学位プログラム「Information and Communication Technology MEd」があり、学習プロセスでのコンピュータの活用、ICTスキルの向上、コンピュータ支援型学習の研究等について学ぶことができる。

④【ランカスター大学】

1964年に設立され、ICT活用教育の質保証のために、対面授業からブレンディッド型、オンラインへの段階的にe-Learningの充実を図れるようe-Learning戦略を策定するとともに、教授経験が3年未満の教職員に対しては、「Certificate in Academic Practice (CAP)」と呼ばれるプログラムを受けることを必須とし、教授のスキルを高めることに努めている。

⑤【教育技能省】

2005年、教育技能省のe-Learning戦略部門が、ICT活用教育推進戦略として「e戦略ーテクノロジーの利用：学習と児童サービスの変革」を発表し、今後10年間にあらゆる教育分野においてデジタル技術と双方向技術の利用を促進することを目指している。この戦略には義務教育修了者を対象としたe-Learning戦略も含まれている。この戦略に基づき、BECTAやJISCと連携して活動を実施している。

3. フランス

(1)平成 17 年度

①【CNE (Comité national d'évaluation)】

大学や職業訓練校等の教育・研究機関の評価を行う機関として1984年に高等教育法によって設置された。その後、高等教育大臣管轄下ではない自治性のある管理機関として位置づけられている。国立評価委員会と国民教育・研究省の共同作業グループと一緒に策定した基準書(高等教育学校における品質保証の基準)があり、この基準書をもとに、各評価対象教育機関が自己評価を実施し、更にCNEが専門家による外部評価を行う仕組みとなっている。

②【CNED (Centre national d'enseignement distance)】

1939年に設立された、欧州初の遠隔教育組織であり、フランスの教育省が管轄する公的機関である。初等・中等・高等教育及び生涯教育のあらゆるレベルのコースを提供しており、50以上の大学とパートナーシップを結び、学位・ディプロマの取得が可能な遠隔教育のための機関としてEifadが設置され、プログラム作成のサポートとともにEUプロジェクトのサポートも行っている。

4. オーストラリア

(1) 平成 17 年度

① 【AUQA (Australian University Quality Agency)】

AUQA はオーストラリアの大学の監査、学位授与組織の監査を行う非営利の独立行政機関であり、2000 年に教育・訓練及び青少年に関する閣僚評議会において設置された。また、将来構想としてはコースのグローバル化やソースプロバイダーによる品質問題などへの対応、外部からの監査、大検や専門学校、職業訓練すべてを包含した遠隔教育の監査も視野に入れている。

② 【キャンベラ大学】

キャンベラ大学は教員数 300 人を有し 1,400 科目が開講されている大学である。また、国際化を重視しており、学生の 20%は留学生であり、アジア 6 カ国でオフショアプログラムを提供する他、海外 40 大学以上との交換プログラムの提携を結んでいる。また、近年には e-Learning の支援が主要な業務である Technology and Education Design Services を独立した組織として e-Learning における質保証の研究を行っている。

③ 【シドニー工科大学】

シドニー工科大学は、The New South Wales Institute of Technology が母体となり、1965 年に創立されたが、現在は統合されて 9 学部を有する大規模な大学となっている。同大学は対面授業と e-Learning で同等の学習効果が得られることを目指しており、協調学習や質保証としての教授法評価、インストラクショナル・デザインコースの提供などを重要視している。

④ 【DEST (Department of Education Science and Training)】

DEST は政府の目的の支援において州や準州、機関などと共に協力して現代のニーズに沿った教育に関する方策を展開・実施し、推進していく重要な役割を担っており、その成果は毎年、年間報告書として公表されている。また、DEST が主導的に推進している職業教育における e-Learning の質保証について積極的に取り組んでいる。

⑤ 【e-Works (VET e-Learning International)】

ビクトリア州の e ラーニングを推進する団体であり、VET (Vocational Education Training) e ラーニングプログラムの配信・管理について教育訓練省と州政府が共同で運営する事業である Australian Flexible Learning Framework の実施を担当し、コンテンツの質保証等の活動を行っている。

(2) 平成 18 年度

① 【グリフィス大学】

グリフィス大学は、教職員は 6,500 人、学生数は 34,000 人を越える。同大学は約 130 の国々からの学生を擁し、国境を越えた知識の共有において、学術的なアプローチを見いだし、1900 年代からは遠隔教育に着手して ICT を利用したフレキシブルラーニングによる学生中心の教育向上に注力しており、現実的な 21 世紀における問題の解決を探求している。

② 【サザンクロス大学】

1994 年にサザンクロス大学として設立された。同大学はニューサウスウェールズ州に位置し、約 12,000 人の学生を擁しているが、在籍している学生の半数はオンラインを含むフレキシブルラーニングによる通信教育の学生であり、コース成果や多様な教授設計の指針などを含めたガイドラインを策定し、質保証の向上に取り組んでいる。

③ 【メルボルン大学】

1853 年に設立されたメルボルン大学はオーストラリアで 2 番目に歴史の古い大学であり、国内外の数多くのリサーチセンターと共同して研究を行っているのが特徴的である。同大学の質保証プロセスは目標、実施、成果、向上といったサイクルに沿って継続的な向上を積極的に図っており、ICT の革新的活用を促進している。

④【モナシュ大学】

1958年に設立され、5万人以上の学生を有し、オーストラリアの研究の70%を占めるGo8(豪トップ8大学)のメンバー大学として、幅広い分野の研究を柔軟な形態で提供している。同大学では2000年に設置された高等教育質保証センターが大学全体の質保証の改善を主導し、学習・教育指導向上センターがアカデミックな分野についての質の維持・向上に関する様々な活動に取り組んでいる。

⑤【ロイヤルメルボルン工科大学 (RMIT)】

1887年に設立されたロイヤルメルボルン工科大学には57,000人以上の学生がメルボルン及びベトナムにあるキャンパスや遠隔教育を通して学んでいる。高等教育とTAFEを含めて470以上のプログラムが留学生に提供されており、「質管理システム」により質の向上を大学全般の実践に組み込むシステマチックなアプローチを取っている。

⑥【ACODE (Australasian Council on Open, Distance, and E-Learning)】

1993年にThe National Conference on Open and Distance Education (NCODE)が設立され、2002年にAustralasian Council on Open, Distance, and E-Learningとなった。ACODEは政府が関与する機関では最大規模であり、高等教育における優れた教育と学習を追求している。オーストラリアの高等教育でのe-Learningを含めた遠隔教育における実践的な方針を打ち出しており、遠隔教育の推進や大学間の連携強化に努めている。

5. 韓国

(1) 平成17年度

①【韓国国立オープンユニバーシティ (KNOU)】

1972年に設立され、時間や場所に制約されない教育機会を幅広い手法で提供している。韓国国立オープンユニバーシティはサイバー大学と異なり、TV放送による授業やe-Learningだけでなく、対面授業や学習センターのチューターによる学生支援が行われている。また、同大学のe-Learningセンターではe-Learningにおける学習コース開発、品質保証、教員支援を行っている。

②【ソウル大学】

ソウル大学は、1946年に設置された国立総合大学で、現在は3キャンパス、16学部を擁する。同大学ではCTL (Center for Teaching and Learning)を中心にe-Learningの活用を推進しており、品質保証についてもガイドラインの開発、デザイナーによるコンテンツ開発支援、教員に対する指導などの対策を実施している。また、品質保証のガイドラインは、独自の研究に基づいて設定しており、体制・設備・支援・開発・効果などの指標が示されている。

③【梨花女子大学】

梨花女子大学は1886年に設立され、女子大学としては世界最大の規模である。同大学は先進的な手法を採り入れ、主にブレンディッド型の教育を実施しているが、韓国の大学においてもその成功事例といえる。また、マルチメディア教育研究所があり、オンライン学習とオフライン学習の両者をサポートし、梨花女子大学サイバーキャンパスを構築、運営している。

④【漢陽サイバー大学】

漢陽サイバー大学は歴史のある漢陽大学が設立したサイバー大学であり、他のサイバー大学に比べて規模も大きく、コンテンツ面、設備面、教育指導面において品質も高い。大学の経営経費も授業料収入だけで成り立っている。

⑤【KRIVET e-Learning Center】

1997年に政府により設立された職業能力開発機関であり、職業教育・訓練と人材育成に関する研究と生涯教育の普及を目的とする。職業教育・訓練の情報システム設立、職業・訓練組織の評価、評価プログラムの作成と民間評価、職業紹介の認定などを実施してきた。

⑥【韓国教育学術情報院 (KERIS)】

KERISの主要な推進事業としては、教育用コンテンツの開発・普及事業、教育情報化の推進支援、教育情報総合サービス・システム (EDUNET) の運営・管理、学術情報サービス・システム (RISS)

の運営・管理等であり、従来の評価システムを見直し、e-Learning 質保証関係の法整備を進めて包括的なオンライン質保証の基盤およびシステム開発とテスト運用を行う計画を立てている。

⑦【教育・人的資源開発部 (MOE&HRD)】

教育人的資源開発部は日本の文部科学省に相当する。2004年にはe-Learningの活用を主なテーマとして「人的資源開発推進戦略」を打ち出すなど、教員養成、生涯教育、障害者教育、職業教育などにおけるe-Learningの方向性を示すほか、教員養成プログラムなどの様々なe-Learning推進策を打ち出している。

(2) 平成 18 年度

①【延世大学】

延世大学はソウル特別市西大門区にある私立総合大学であり、ソウル大学、高麗大学と並ぶ名門大学として知られており、e-Learningにより受講している学生は69%にあたる。また、1998年に開設されたサイバーエデュケーションセンター (YSCEC) ではオンライン授業のコンサルティング、LMSの韓国語と英語のサポート、学習コースデザイン、プラットフォームの構築・更新、教材作成等の業務を行っている。

②【仁荷大学】

1954年に仁荷工科大学として設立され、現在では10学部、6大学院を有する総合大学である。韓国の大学IT化政策と歩調を合わせ、eキャンパス構想を打ち出し、独自のシステム開発を経て、現在では150講座が完全なe-Learningを実施している。

③【韓国サイバー大学】

韓国サイバー大学は、「財団法人韓国サイバー教育連合」が2001年3月に開校した正規学士課程のサイバー大学である。同大学では動画型、リアルタイム講義型、WEBコンテンツ型、音声講義型、混合型という5つの型で年間150コースを制作している。また、コンテンツは学内もしくはアウトソーシングで開発されているが、独自の評価や視点からフィードバックするシステムを構築している。

④【韓国デジタル大学】

韓国デジタル大学は2001年に、7つの学科、学生が900人という規模で始まったが、現在では13学科、7,000人以上の学生がオンラインで講義を受けている。早い世界情勢の動きに応じて変化する学生のニーズを捉えて、さまざまな特有のカリキュラムを促進している。また、Samsung SDSと共に基本的なコンピュータスキルやICTに関する国内キャンペーンを催すといった取組にも積極的である。

⑤【慶熙サイバー大学】

慶熙サイバー大学は、慶熙大学が単独で設立した韓国内で最初に認可を受けたサイバー大学の1つであり、全人教育、科学教育、民主教育、情緒教育の四つを教育理念として掲げてサイバー教育を先導している。2000年には学科数は4つであったが、現在は18学科を擁する。また、同大学ではビデオ・チャリング、リアルタイム・セミナー、チャットングルーム、1対1のカウンセリング、学習管理機能などの多彩な学習支援をしている。

⑥【ソウルデジタル大学】

2000年に教育・人的資源開発部より認可を受け、先端の情報教育を掲げて画期的な発展を遂げ、韓国最大のサイバー大学として高い評価を受けている。また、現場専門家を教授として招聘するなどして1つの科目を一緒に講義するTeam Teaching制度を導入するなど、教育効果や効率の向上を図り、同時に双方向性を利用して個々人の学習進度や学習能力を把握し、学習スタイルに合わせた教育を実施している。

電子教育での学位授与プログラムを提供する際の Best Practices

はじめに

Best Practices は、高等教育分野において電子技術を活用した遠隔教育の重要性が高まるにつれ、米国内の8地域認定機関の共同作業により開発されました。学習環境が多様化し、遠隔教育が普及する中、評価基準など制度面の整備は必ずしも十分に進んでいないのが現状です。Best Practices は、新たな評価基準ではなく、既に各教育機関で構築されている優れた評価基準を、多様化する学習環境にどのように適応させていくのか、その具体的かつ詳細な方法を指南するものです。Best Practices は、地域認定機関と各提携大学等により、下記の価値観に基づいて開発されました。

- 最良の教育とは、経験豊富な専門家が積極的かつ協力的に指導プログラムの創造、提供、改善に関与する中で実施されること。
- 学習とは、場所に関係なく、ダイナミックで、双方向的なものであること。
- 学位取得のための指導プログラムは、終始一貫したカリキュラムのもとで作成され、成果目標を定めた統一的なものではなくてはならない。
- 教育機関は、学习上必要とされるサービスやリソースを受講者に提供することが自らの責務であると認識すること。
- 教育機関は、その名称の示す教育機会を提供する責務を負うこと。
- 教育機関は、常に自己評価と自己改善に努め、受講生の学習行為を尊重すること。
- 教育機関は、自主的に他の教育機関や専門家の評価を受けること。

Best Practices は、遠隔教育プログラムを計画中の教育機関を支援し、既に遠隔教育を実施している機関には自己評価の枠組みを提供するものです。また、質の高い遠隔教育プログラムに要求されるエレメントについての、各地域認定機関の共通理解事項でもあります。各自治体の教育機関が、評価方針や評価プロセスの構築にあたり参照できるよう作成されています。

Best Practices は当初、電子教育分野で豊富な専門知識を誇る団体、Western Cooperative for Educational Telecommunications (www.wiche.edu/telecom/)により発案されました。遠隔教育を取り巻く環境が急速に進化する中、Best Practices はまだ発展段階にあると認識されています。Best Practices は四半期ごとに各関係団体によって見直され、改善に向けての意見や提案を積極的に受け入れています。

Best Practices の概要

Best Practice は 5 つのコンポーネントから構成されます。いずれも、各教育機関で遠隔教育を実施する際の関連分野について説明しています。

1. 教育機関の意義と責務
2. カリキュラムと指導
3. 教授陣への支援
4. 受講者への支援
5. 評価と査定

各コンポーネントについての記述は、概要から始まり、次に質の高い遠隔教育構築に必要と考えられるエレメントの詳細を (a.b.c...) の記号順に記載しています。遠隔教育に携わる各教育機関、関係者の皆様に、Best Practices をよりよくご理解いただけるよう、各エレメントのチェック項目を質問形式で記載しております。

Best Practices の規約

1. 教育機関の意義と責務

電子技術を活用した遠隔教育は、教育機関の役割を拡大かつ補完するものです。電子教育はもはや学術機関の一部であり、教育機関のインフラとしての重要性も高まっています。

1a. 電子教育プログラムは、その内容、目的、組織、入学者履歴（適切な場合のみ）の観点から、教育機関の本来の役割と使命に一致すること。

- 受講者の立場から見て、電子教育プログラムが教育機関の役割と使命に一致していると言える根拠は何か？
- 電子教育プログラムにおいても教育機関として定められた役割を果たすことができるか、それとも役割の内容は変化しているか？

1b. 健全な教育機関の目的は、時間の経過とともに変化するものである。教育機関は明確な学位認定基準を有し、それを遵守する。いずれの認定委員会も、自らの活動のどのような変更が見直しと承認を必要とするのかについての定義付けを行っている。電子教育プログラムの実施が、主な変更事項に該当するか否かについての判断は、各認定委員会への報告、相談を要する。電子教育の提供は、教育機関の教育目的、受講者数、カリキュラム、指導方法や指導場所に何らかの影響を与え、教育機関として、或いは学位認定機関としての立場にも影響を及ぼす可能性がある。

- 電子教育プログラムの実施は、教育機関で定める使命と目的の変更を意味するか？
- 電子教育プログラムの実施は、対象となる受講者、サービス提供の地理的範囲、指導場所、カリキュラム等の観点から、教育機関としての役割を逸脱していないか？
- 変更が生じる場合、それは重大なものか？

1c. 教育機関の予算計画、教育綱領は、電子教育の受講者に対するコミットメントを反映するものである。

- 電子教育の受講者がカリキュラムを修了するために、十分な時間的枠組みが与えられているか？
- 電子教育プログラムは、教育機関全体の予算的枠組みの中でどう位置付けられているか？
- 電子教育プログラムの確立、組織、予算、管理運営に関する教育機関の方針はどのようなものか？ 現段階のコミットメントを反映しているか？（1e も参照のこと）

1d. 教育機関は、電子教育プログラムの実施にあたり、適切な人材や技術サポートの提供など、技術的・物理的に適切な設備を確保しなくてはならない。

- 教育機関の技術的・物理的な設備は、下記で示すカリキュラム上の責務、例えばインストラクターと受講者の交流（2e）、カリキュラムに相応しい設備（2a）を提供するものか？
- 設備が教育機関の所有物であるにせよ、契約外部機関のものであるにせよ、その信頼性やプライバシー保護、安全性は確保されているか？
- 教育機関の予算計画は、適切な時期における設備更新を想定しているか？
- 教育機関の人材の適性や専門領域は、現在提供中、あるいは将来提供予定のプログラムにふさわしいか？

1e. 電子教育プログラムの開発、調整、支援、見直しを行う組織構造は、教育機関によって様々であるが、どの教育機関も、下記に示す能力は兼ね備えるものとする。

- ※ 指導関係、技術支援関係の構築の円滑化が可能であること
- ※ 必要な IT 技術の提供、および関連支援サービスの提供が可能であること
- ※ 将来的な目標受講者数、利用可能な技術、教育機関としての目標達成に必要なファクターを考慮したマーケティング計画の構築と実施
- ※ 指導者と受講者の双方にトレーニングやサポートが提供できること
- ※ 著作権の遵守を確保すること
- ※ プロダクトやアウトソースのサービスに関する契約がなされていること
- ※ 将来の目標を査定し、優先順位がつけられること
- ※ 電子教育プログラムやコースが、遠隔受講者・通学受講者の双方に質の高い一貫し

- た教育を提供できるよう、教育機関全体の基準に合致したものであること
- ※ 学術面の監督を適切に行うこと
 - ※ 教育機関の学術計画と監督機能が、教育機関の使命やリソースの配分と調和するよう、教育機関としての一貫性を有すること
 - ※ 受講者の学習と、教授陣の指導が、統制の取れたものであること

組織構造は各教育機関によって様々だが、教育プログラムを成功させるための基本は同じである。上記のエレメントは、以下の方法で確認できる。

- 電子教育プログラムが、どのような構想から出発し、どのような承認を経て、どのように実施されるに至ったか、明確で分かりやすいプロセスがあるか？ 電子教育プログラムの必要性は、何を持って決定されたのか？ 様々なプログラムの可能性が考えられる中で、電子教育プログラムの構築が優先された根拠は何か？ 電子教育プログラムの構築では、適切な内部協議を経て、既存の計画との調和が考慮されたか？
- 過去の代表的なプロジェクトを取り上げ、構想段階から実施までのプロセスを振り返ってみよう。各関係者（カリキュラム担当者、電子教育の実施を決定した担当者、プログラム／コースの設計担当者、応用技術の担当者、教務担当者、マーケティング担当者、法務担当者、経理担当者、総務担当者、プログラムの評価担当者等）がどのように関わってきたか？ 緊密な協力関係が見られたか？
- 電子教育プログラムの責任者と、教育機関の主流な学術分野との関係が、統制の取れたものとなっているか、文書で明確に規定されているか？
- 教育機関の組織構造は、予算計画にどのように反映されているか？
- アウトソースされたサービスの統合性、信頼性、安全性はどのように確保されているか？
- トレーニングや技術支援プログラムは、実際の利用者に本当に適したものとなっているか？
- 著作権遵守に関する方針や手順はどのようなものか？
- 組織における意思決定の仕組みのなかで、電子教育プログラムの評価はどのような位置付けになっているか？

1f. 教育機関は、単位の認定や互換について、デリバリー方法ではなく、学習成果や達成のために使用されたリソースを元にコースやプログラムを判断しなくてはならない。

- 単位の互換と認定に関して、教育機関の方針や判断基準はどのようなものか？
- 単位の互換と認定の取り扱い方法は、教育機関の内部で統一されているか？学部によって異なっているか？

1g. 教育機関は、受講者や教授陣に一貫性と調和のある技術的枠組みを提供するよう努めなければならない。技術に変更が生じる場合、それは受講者や教授陣への影響を最小限に留めるものでなければならない。

- 受講者や指導者が、次のプログラムやコースに進んだ場合、新たなソフトウェアや技術的手順を修得する必要があるか？
- 新しいソフトウェアやシステムが導入された場合、指導者や受講者には修得するためにどのようなプログラム／コースが提供されるか？

1h. 教育機関は受講者に対し、プログラム受講上必要なハードウェア、ソフトウェア、デリバリーシステムに関する適切な技術サポートを提供しなくてはならない。

- 受講者は、必要な時間帯にヘルプデスク等への問合せを行うことが可能か？
- サポートは、プログラム受講に必要な全てのハードウェア、ソフトウェア、デリバリーシステムを網羅しているか？
- ヘルプデスクには、受講者に対するマンツーマンのサポートも含まれているか？ どのような方法か？（例えば Eメール、電話、ファックス等）
- オンラインや電話、ファックス等で、FAQ（よくある質問）についての情報を得ることは可能か？

1i. 技術の選択は、受講者やカリキュラムに適したものでなくてはならない。アベイラビリティ、費用、その他、プログラム・ドキュメンテーションの際には、技術とプログラムが一致するよう配慮されなくてはならない。

- プログラムのための技術はどのようにして選定されたのか？
- 技術はプログラムにとって適切（あるいは不適切）であると判断されているか？
- 技術費用は受講者にとって妥当な水準か？
- 受講者や教授陣が最大限信頼できるよう、強固で安全な技術インフラを確保するための対策はどうであるか？

- 現代の IT 技術が急速に進歩する中、常に最新の技術インフラを確保するための方針や方法はどうか？

1j. 教育機関は、管轄法令や当局の規制を理解するよう努めなければならない。例えば、障害を持つ受講者へのサービス、著作権、教育機関に関する州や国レベルの要求事項、機密情報や技術の外部流出に関する国際的な規制などである。

- 上記の要求事項に対する認識や対策について、教育機関の内部文書に規定されているか？

2. カリキュラムと指導

教育の手段は変化しても、質の基準は普遍的です。重要なのは技術面よりもむしろカリキュラムと教授方法です。受講者が多様化する中、カリキュラムや教授方法に関する決定は、学習成果にフォーカスし、経験豊富なプロフェッショナルにより実施されなくてはなりません。

2a. 全てのカリキュラムの開発やレビューと同様、電子教育プログラムにおいても、大学レベルでの学習成果が、教育機関の授与する学位に相応しい厳格さと幅広さに見合っており、一貫性と完結性を有し、学部レベルで要求される一般教養を修得できるものでなくてはならない。

- プログラムの提供は、どのようなプロセスを経て決定されたか？
- プログラムはどのようなプロセスを経て開発されたか？ カリキュラムの決定には、学術的な資格を十分に備える人物が携わっていたか？
- 「教育機関の授与する学位に相応しい厳格さと幅広さに見合っている学習成果」は、どのようにして構築されるのか？ プログラムの設計には、分析力、理解力、コミュニケーション力、効果的な調査力等のデモンストレーションが含まれているか？
- プログラムは、一貫性と完結性を有しているか？
- 指導教材は、受講者にとって適切で、入手し易いものとなっているか？

2b. プログラムのカリキュラム構築、管理には、学術的な資格を十分に備える人物が全面的に携わらなくてはならない。電子教育プログラムが開発され、実施されるにつれ、従来の教授陣の役割も分割、あるいは補完されることが考えられる。しかしプログラムの根本である実施や管理、評価に関する責任を有することには変わらない。

- カリキュラム上の意思決定や評価、プログラムの監督を担う人物は、どのような学術的資格を有しているか？
- プログラムの実施、管理を行う人物の学術的資格はどのようなものか？
- 主任インストラクターが、チューターやメンターの支援を受けられる場合、彼らの資格はどのようなものか？
- それらの資格は、彼らに与えられた責務に見合っているか？

2c. 電子教育による学位授与プログラムの設計にあたり、教育機関は受講者に対し、プログラム修了に必要な全てのコースにアクセスできる一貫性のある計画を提供しなくてはならない。もし受講者の希望内容が提供できない場合はその旨を明確に伝えなければならない。電子教育とオンキャンパスの授業を組み合わせたハイブリッド型のプログラムやコースにおいても、すべての受講者に対してサービスへのアクセスが確保されなくてはならない (2d も参照のこと)。

- プログラム修了のための必要事項は、受講者にどのように通知されているか？
- 教育機関がプログラムに関するコース提供の一部を他機関に委託している場合、受講者はどのようなプロセスで学習するのか？
- プログラム全体を通して、対象となる受講者が現実的に参加できる仕組みとなっているか？ 選択された技術は、対象となる受講者がアクセスできるものとなっているか？ プログラム・スケジューリングのパラメーターは、対象となる受講者が適応できるものとなっているか？

2d. プログラムの重要な要素が、単位認定を行わない契約機関を含め、コンソーシアムのパートナーや他機関へ委託される場合でも、パフォーマンスの責任は学位授与を行う教育機関にある。受講者の契約相手は、提供機関やパートナーではなく、受講者が入学した教育機関である。そのため、コンソーシアムのパートナーや契約機関の選定基準や業務の監視、評価方法はプログラムの重要な一面である。コンソーシアム契約を検討する場合、受講者へのサービス強化が最も重要な検討課題であり、教育機関や教育プログラムの統一性に対するインセンティブに妥協があってはならない。カリキュラムに関する教育機関の意思決定においても、管理業務の調整や費用負担の検討が必要である。

コンソーシアムや他機関との契約に関する最近の事例：

- ※ 教授陣の資格認定や支援
- ※ コースの教材
 - 他機関からの取得やライセンス供与によるコースやコース・エレメント
 - コンソーシアムのパートナーから提供されるコースやコース・エレメント
 - 業界認定機関から提供されるカリキュラム・エレメント 例) Microsoft や Novell の認定プログラム
 - 市販のコース教材 (教科書やパッケージ・コース、コース・エレメント等)
- ※ コースの管理とデリバリー：
 - WebCT、Blackboard、College、等
- ※ 図書館関連サービス
 - 図書館サービス、リソース、ポリシーへの遠隔アクセス
 - 図書館リソース、サービスの提供 例) オンライン・レファレンスサービス、ドキュメントデリバリー、リソースの印刷、等
- ※ 書店サービス
- ※ 教育機関、プログラム、コースに関する情報提供
- ※ 技術サービス
 - サーバー容量
 - 技術サポートサービス (受講者、教授陣へのヘルプデスクサービスを含む)
- ※ 管理サービス
 - 登録、受講者記録、等
- ※ オリエンテーション、アドバイス、カウンセリング、チュータリング関連サービス
- ※ オンライン支払処理
- ※ 受講者のプライバシーへの配慮

契約サービスやコンソーシアムのアレンジに関しては、正式な合意事項の適切な見直しが必要となる。例えば、

- 期待されるパフォーマンスは契約や合意書で定義されているか？ 契約満了の条件は定義されているか？
- コースウェアについて、適切な品質管理やカリキュラムの監督に関する合意はなされているか？
- 技術サービスについて、システムの信頼性や緊急時のバックアップ保証に対する合意はなされているか？
- 個人情報に関わるサービスについて、機密事項やプライバシーの保護に関する規定はどのようなものか？
- 受講者と接する人物の資格や研修は保証されているか？ (ヘルプデスク要員、チューター、カウンセラー等)
- コンソーシアム契約に関しては、下記のエレメントも評価対象となる：
 - 「プログラムのカリキュラム構築、監督には、学術的な資格を十分に備える人物が全面的に携わらなくてはならない」という要求事項を考えた時、コンソーシアムではカリキュラム関連の意思決定がどのように行われるのか？
 - 教育機関は、所有権の分担における意思決定責任を認識し、コンソーシアムへのプロセスに全面的に関わっているか。
 - コンソーシアム合意の当事者間での予算調整はどのようなものか？ 教育機関の参加や管理方法はどのようなものか？
 - コンソーシアムが提供するプログラムによる単位認定や修了証書は、どの機関によって発行されるのか？
 - コンソーシアムが提供するコースからは、どのような単位認定・互換方法が得られるか？ これらの調整には、関連機関の学術責任者によるカリキュラム上の特別な判断が必要か？ 州や制度により規定されているか？
 - コンソーシアムによる管理業務、受講者へのサービス業務は、受講者の要求事項にどれだけフォーカスしているか？

2e. 提供されるプログラムやコース、技術設備やサービスには、指導者と受講者、受講者間の適切な交流（同期・非同期）の重要性を踏まえていること。

- 指導者-受講者間、受講者-受講者間の交流は、プログラム／コース設計、コース・シラバスでどのように規定されているか？ 適切な交流はどのような方法で確保されているか？
- 受講者の課題に対する指導者のレスポンスはタイムリーなものか？ 適切なレスポンスとなっているか？
- プログラム上の交流には、どのような技術が使用されているか？（例：eメール、電話、電話会議、ボイスメール、ファックス、チャットルーム、ウェブ・ディスカッション、コンピューター会議、スレッド・ディスカッション、等）
- 受講者や指導者のアンケート、コメント等から、プログラム上の交流の成功度はどれくらいか？

3. 教授陣への支援

先にも述べた通り、教授陣の役割も多様化し、再編されています。コースの開発者と、受講者の指導者が同一人物であるとは限りません。いずれにせよ、重要な点は下記の通りです。

3a. 電子教育プログラムの開発に当たっては、教育機関や教授陣は、実際の業務量、報酬、プログラムから発生する著作権の帰属、指導者の評価プロセスについて熟慮しなければならない。相互の理解内容は、関係者によって採用された方針や合意に基づくものとする。

- 上記に関する決定は、他の同様な問題を扱う従来の方法と同じプロセスで行われたものか？

3b. 教育機関は実施中のプログラムに従事する教授陣に対し、技術面、設計面、実施面でのサポートを提供しなくてはならない。

- 電子教育プログラムやコースの担当者は、どのような支援サービスを受けられるか？ 受講者と直接関わる教授陣への支援サービスはどのようなものか？
- 従事する教授陣は、サービスを適切だととらえているか？
- スタッフの中には、資格を有する指導設計者が含まれているか？ その人物は、プログラム／コース開発において、適切な役割を与えられているか？

3c. 教育機関はプログラムの開発責任者に対し、将来的なコース設計や管理方法の変更も想定した技術修得のためのオリエンテーションや研修プログラムを実施しなければならない。

- どのようなオリエンテーションや研修が受けられるか？ 継続的な専門訓練を受ける機会はあるか？
- IT 技術を導入した際に教授方法上変更が生じて、プログラムが実施できるよう、適切な配慮がなされているか？
- 電子教育プログラムをサポートするスタッフがいる場合、コース設計や管理方法の変更は現実的に実施可能か？
- 関係者は、オリエンテーションや研修プログラムを適切と考えているか？

3d. 教育機関は、受講者と直接関わる担当者に対し、効果的なコミュニケーション方法等を含む技術修得のためのオリエンテーションや研修を行わなければならない。

- どのようなオリエンテーションや研修プログラムが受けられるか？ 継続的な専門訓練は受けられるか？ 関係者は、オリエンテーションや研修プログラムを適切と考えているか？

4. 受講者への支援

大学側も、21 世紀の学生像は人口構成的にも地理的にも以前とは異なってきていると認識しています。このことは、アドミッションポリシーから図書館サービスまで、大学運営のすべてに影響を与えます。新たな学生層を受け入れ、適切なサービスを提供することは、今日の教育機関の主な課題であるといえます。

4a. 教育機関は、全ての受講者が公表された時間枠の中で学位取得や課程修了を達成できるよう、十分な期間に渡って事務面、財務面、技術面にわたり運営を存続させる義務がある。

- コースやプログラムのスケジュールは、受講者に対する適切なコミットメントを反映しているか？
- 予算、教授陣、設備はコミットメントを支援するものとなっているか？

4b. 受講者を受け入れるに当たり、教育機関は下記のことを行わなければならない。

- ※ 受け入れに当たり、入学希望者が入学に相応しい教育もしくは同等の経験を有しているかを確認すること。入学希望者が外国人の場合、語学力の確認を含む。
- ※ プログラムの受講に際し、特定の技術の利用が必要である入学希望者に通知すること。
- ※ プログラムの受講に際し、特定の技術の使用能力が必要である入学希望者に通知すること。
- ※ IT 技術利用料を含め、授業料等必要な経費と支払方法、払戻方法等について入学希望者に通知すること。
- ※ カリキュラムの仕組み、必要な受講期間について入学希望者に通知し、入学希望者の学習目標に対する理解を支援すること。
- ※ 図書館や他の利用可能な学習サービス、その利用に必要なスキルについて入学希望者に通知すること。
- ※ 教育機関で受けることのできる他のあらゆるサービスについて入学希望者に通知すること。
- ※ 教授陣や他の受講者との交流機会を調整できる旨、入学希望者に通知すること。
- ※ 自習によって期待できること、IT 技術活用によるプログラムでの学習上予想される主な特徴や課題を理解するにあたり、入学希望者に適切な助言を提供すること。
- ※ プログラム修了に必要な標準的な期間について、入学希望者に通知すること。

受講者の受け入れと定着のための上記の重要コンポーネントを評価するにあたり、下記を参照すること：

- 入学希望者は、電子教育プログラムをどのような方法で知ることが可能か？ 情報は十分に、公平に、的確に提供されているか？
- 入学希望者は、技術面での要求事項や能力について、どのように情報提供されているか？
- 入学希望者は、学費や事務手続きについてどのように情報提供されているか？
- 入学希望者は、「いつでもどこでも」という環境下での学習の性質や、自己管理についてどのような情報や助言を受けられることができるか？
- 入学希望者の受講資格を判断する基準はどのようなものか？
- 受講者に受講を継続させるための方法はどのようなものか？
- 受講者の過去の定着率はどうか？

4c. 教育機関は電子教育プログラムの受講者が、実際に教育機関を訪れなくても適切なサービスにアクセスできるよう配慮しなくてはならない。状況やプログラムに応じて、下記のサービスを含むことが望ましい：

- ※ 教育機関やプログラム、コース、費用や関連の方針、要求事項に関する適切、適時の通知
- ※ 入学前のアドバイス
- ※ 入学願書の提供
- ※ 実力試験の実施
- ※ プログラムやコースへの入学／登録
- ※ 奨学金制度、申し込み方法、事務手続き、支払方法等を含む経済的支援措置
- ※ 支払方法の確立
- ※ 学術面での助言
- ※ 受講者の学習への時宜適切な関与
- ※ チュータリング
- ※ キャリア・カウンセリングと職業紹介
- ※ 学位取得審査等についての通知

- ※ プログラムに適した図書館リソースの利用、参照・研究補助、データベースへの遠隔アクセス、オンライン・ジャーナルの配信、フルテキスト・リソースの配信、ドキュメント・デリバリーサービス、図書館ユーザーと情報リテラシーの指導、資料の予約、地元図書館との提携等
- ※ 研究方法を含む情報リテラシーの指導
- ※ オンライン書店機能：注文、支払、迅速な納品、コースパック、コース関連教材、記念品等
- ※ 夜間・休日を含む継続的な技術サポート体制
- ※ 習熟度に差がある受講者、身体が不自由な受講者、個人カウンセリングに関する専門家の照会
- ※ 苦情処理担当者へのアクセス

プログラム、受講者の希望、教育機関の種類を考慮に入れつつ、キャンパスを直接訪れることのできない受講者の立場から、上記のサービスや方法を見直すこと。

- 教育機関の方針や手順は、遠隔受講者の立場から見て適切なものか？
- 遠隔では適切なリソースが定期的に入手できない場合、教育機関は受講者へ提供するためにどのようなサービスを調整しているか？
- そのようなサービスは、遠隔受講者により適切にとらえられているか？
- 提供する側から見て、そのようなサービスは適切と認識されているか？ どのような変更、改善が計画されているか？

4d. 教育機関は、受講者との連帯感が受講者の成功に重要な役割を果たし、継続的かつ長期的な関係構築が受講者、教育機関双方の利益になると認識しなくてはならない。研究グループの推進、了解を得た受講者の学生簿の提供、遠隔受講者への機関誌の提供や学内イベント（学生自治体、卒業式等）への参加奨励等を含むプログラムの運営管理にあたり、常にその事実を意識しなくてはならない。

- 遠隔受講者を学術コミュニティの一員として受け入れるために、教育機関はどのような方針や実施方法を導入しているか？ 管理者や教授陣も、そのような学術コミュニティが重要だと認識しているか？
- 電子教育プログラム受講者の学習上のニーズは、どのように特定され、表明され、教育目標や学習成果に反映されているか？ 特に、教育機関自身が学習コミュニティとして定義されることを考えた場合、どのように反映されているか？
- 受講者には、コミュニティの一員としての意識があるか？ それとも、完全な独学と認識しているか？

5. 評価と査定

新技術の出現により、受講者の習熟度やプログラム全体の評価の重要性は高まっています。例えば、非同期プログラムにおいては出席率などの要素は評価対象から基本的に除外されます。そのため教育機関は、遠隔教育がその目的を達成しているかどうか、持続的、実証的、参加的な調査を行う必要があります。調査結果は、カリキュラムの設計やデリバリー、教授法、教育プロセスに役立てられ、将来の方針や予算にも影響し、教育機関の役割と使命を示唆するものとなるでしょう。

5a. 教育機関の評価作業の一環として、受講者の習熟度評価は、全てのコース、プログラム修了時に、学習目標基準と比較しながら文書で行わなければならない。

- 教育機関としての優先事項と教育目標を確保するため、教育機関は遠隔教育プログラムの有効性をどのように審査するのか？
- 受講者の成績が、学習目標に合致するとどのようにして判断するのか？
- 受講者の成績はどのように評価されるのか？
- 遠隔教育の査定作業は、教育機関全体のプログラム査定にどう関連付けられるのか？

5b. 試験実施にあたっては、筆記、オンライン、実技いずれの場合も、受講者の本人確認が徹底されなければならない。あるいは他の方法をもって、学習の完結性を確認しなければならない。

- 試験監督を行う場合、監督者の選定、受講者の本人確認、試験機器の安全性の確保、試験の実施、迅速で安全な評価はどのような方法で実施されるのか？
- 試験を受ける受講者の本人確認が、通常と異なる方法で実施される場合、どのように本人確認が徹底されるのか？ 試験の実施条件（安全性、制限時間等）はどのように管理されるのか？
- 受講者の学習の完結性を確保するために、教育機関は有効な方針や方法を確立させているか？

5c. 評価、査定、結果通知の過程における個人情報の保護は、手順書で確証すること。

- 個人情報の保護はどのような方法で確保されるのか？
- 評価結果通知の際、個人情報はどのような方法で保護されるのか？

5d. 全体的なプログラムの有効性は、以下の方法で判断すること。

- ※ 一般教養、専門科目含め、受講者が学習を通じ、当初の目標を達成できたか。
- ※ 受講者の目標とどれくらい一致しているか。
- ※ 時期的な変動を経た後での受講者の定着率はどのくらいであったか。
- ※ 定期的なアンケート等により、受講者の満足度は把握されているか。
- ※ 定期的なアンケート、内部の公式・非公式なレビューにより教授陣の満足度は把握されているか。
- ※ 初めて受講する受講者のアクセスの頻度はどれくらいであったか。
- ※ 図書館や他の学習リソースは、受講者によって十分に活用されていたか。
- ※ 受講者はコミュニケーション能力、理解力、分析力等の基本的スキルを修得しているか。
- ※ 通学受講と比較し、遠隔受講の授業料は受講者にとって割安感のあるものとなっているか。

上記を評価する尺度は、必ずしも全ての教育機関で同様に採用できるものではないが、下記を通じて、適切な評価が行われなくてはならない。

- 受講者の成績評価（5eも参照のこと）
- プログラムのレビューに当たり、受講者の学習への取り組み、学習活動記録の見直し
- 定期的なコース修了時の評価、プログラム評価の結果
- 電子教育プログラムに対する受講者の満足度やコストトレードオフに関するアンケート
- 教授陣のアンケート、内部でのプログラムの見直し、ディスカッション・グループ
- 在籍記録やアンケートを含め、初めて受講する受講者のアクセス度に関する文書
- 図書館や学習リソース、インストラクターの活用に関する記録
- 受講者のコミュニケーション能力、理解力、分析力等の基本的スキルの評価。遠隔受講者のスキル評価に際し、

教育機関の従来の評価方法がどのように採用されたか？

- プログラムの目標達成と費用の関連性について、教育機関側での分析の文書化

5e. 教育機関は、プログラム改善、教授法改善のためのより効率的な技術活用、受講者の習熟度・定着率の向上、リソースの有効活用に向けての自己評価を継続し、内外の関係者に改善度を報告しなければならない。その結果は、教育機関の今後の自己評価作業にも反映され、更なる計画や学術プログラムの責任者にも活用されなくてはならない。

- 教育機関の自己評価・改善方法はどのように開発され、実施されているか？
- 上記の評価・改善方法は、習熟度・定着率の向上、リソースの活用、主たる関係者へのサービスなど基本的なカテゴリーを網羅しているか？
- 上記の評価・改善方法には、学術的な資格を十分に満たした人物が関わっているか？
- 教育機関における既存のプログラムやコースの見直し、改定のためのメカニズムはどのようなものか？
- プログラムの評価は教育機関の計画にどのように影響するか？
- 改善のための計画プロセスには、どのような関係者が積極的に関わっているか？
- そのプロセスでは、これまでに測定可能な結果がでているか？

5f. 電子教育プログラムの評価作業は、教育機関内における全ての学術プログラム評価作業の一貫として実施されなければならない。

- 電子教育プログラムの評価作業と、全ての学術プログラム評価作業の管理面、手続き面における関連性はどのようなものか？
- 評価の際、通学プログラムと電子教育プログラムのそれぞれの特徴は、どのように考慮されているか？



QOCI ルーブリック

質の高いオンラインコースに関するイニシアチブ

オンラインコースの
デザイン、再デザイン、および/または評価における
支援ツール

イニシアチブのスポンサー：
イリノイ大学、Illinois Online Network (ION)

